

福井県報

第 348 号
令和 7 年
5 月 7 日(水)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県漁業調整規則の一部を改正する規則（39・水産課）……………2

告 示

- 橋梁下部工事 一番町6補－14工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する
者に必要な資格（264・土木管理課）……………3
- 道路の区域の変更（265・道路保全課）……………4
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の住所等の変更（266・建築住宅課）……………4

公 告

- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（中山間農業・畜産課）……………5
- 土地改良区の役員の退任（2件・坂井農林総合事務所）……………5
- 土地改良区の役員の就任（2件・同）……………6
- 土地改良区の役員の退任（丹南農林総合事務所）……………7
- 基本測量の終了（2件・土木管理課）……………7

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施（37・生活安全企画課）……………7

規 則

福井県漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月7日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第39号

福井県漁業調整規則の一部を改正する規則

福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第47条（略） <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u> 第55条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は、</u>6月以下の<u>拘禁刑</u>もしくは10万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第39条まで、第41条第1項、第42条第1項または第43条の規定に違反した<u>とき。</u> (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項もしくは第2項または第42条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>とき。</u> (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項または第46条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>とき。</u> 2 （略） 第56条 第25条第1項（第44条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項または第40条第1項の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は、</u>科料に処する。	（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第47条（略） 第55条 次の各号のいずれかに該当する<u>者は、</u>6月以下の<u>懲役</u>もしくは10万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第39条まで、第41条第1項、第42条第1項または第43条の規定に違反した<u>者</u> (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項もしくは第2項または第42条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u> (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項または第46条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u> 2 （略） 第56条 第25条第1項（第44条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項または第40条第1項の規定に違反した<u>者は、</u>科料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第55条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）および次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

福井県告示第264号

橋梁下部工事 一番町6補－14工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和7年5月7日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

橋梁下部工事 一番町6補－14工事

(2) 工事場所

一般国道162号（大手橋）

小浜市城内1丁目 地係

(3) 工事概要

橋台工（A2） 1基

鋼管杭工（回転杭） 21本

旧橋撤去工（車道橋A2） 1式

旧橋撤去工（歩道橋A2） 1式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、小浜土木事務所管内または敦賀土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている

者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。)

- イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

- エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

- オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

- (3) 共同企業体の代表者は、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和7年5月7日（水）から同年5月22日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県小浜市遠敷1丁目101番地

福井県嶺南振興局小浜土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

令和7年5月8日（木）から同年5月22日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送または持参もしくは電子情報処理組織を使用して提出するものとする。

エ 提出部数

1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第265号

一般県道殿下福井線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和7年5月7日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月7日

福井県知事 杉本 達

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	殿下福井線	新	福井市北堀町14字 狐岡1番6から 福井市恐神町5字 坊田1番まで	5.5 ～ 13.9	143.1
		旧	福井市北堀町14字 狐岡1番6から 福井市恐神町5字 坊田1番まで	5.5 ～ 13.9	143.1
		旧	福井市北堀町14字 狐岡1番6から 福井市恐神町5字 坊田1番まで	5.5 ～ 17.9	156.5

福井県告示第266号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人の住所および支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7年5月7日

福井県知事 杉本 達治

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所

株式会社ヒラク

福井市上森田五丁目 8 0 8
2 支援業務を行う事務所の所在地
福井市上森田五丁目 8 0 8

公 告

農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 4 1 条第 1 項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 3 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和 7 年 5 月 7 日
福井県知事 杉本 達治
- 1 申請に係る農地の所在等
- | 所在および地番 | 地目 | 面積 (㎡) |
|---------------|----|--------|
| 福井市木下町10字109番 | 田 | 1,817 |
- 2 申請に係る農地の利用の現況
農地法第 3 3 条第 1 項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 申請者の希望する権利の始期等
- | 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 賃借に相当する補償金の額 (円) |
|----------------|------|------------------|
| 令和 7 年 9 月 1 日 | 11 年 | 19,987 |
- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 提出期限
令和 7 年 5 月 2 1 日
- (2) 提出先
福井県農林水産部中山間農業・畜産課
- (3) 記載事項
- ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨およびその理由
- カ その他参考となるべき事項
- 6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から 1 5 年以上あるものである。

芦原北潟土地改良区から、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 8 項の規定により、次の者が令和 7 年 3 月 3 1 日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第 1 9 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 7 日			
福井県知事 杉本 達治			
役員名	氏 名	住 所	
理 事	星田 和成	あわら市北潟41-4	
〃	長谷川 正芳	〃 赤尾6-5	
〃	上木 俊治	〃 北潟28-17-甲	
〃	六佐 勝美	〃 北潟61-1	
〃	赤羽 範恭	〃 北潟41-28	
〃	長田 耕治	〃 北潟41-30	
〃	戸田 浩	〃 北潟25-13-乙	
〃	本多 徹	〃 北潟253-43-1	
〃	西出 義雄	〃 赤尾8-13	
〃	長谷川 昭治	〃 赤尾8-32-1	
〃	小番場 保弘	〃 二面14-65	
〃	富田 茂雄	〃 牛山13-5	
〃	北野 芳和	あわら市番堂野8-8-1	
〃	高橋 政三郎	〃 波松10-3	
〃	毛利 純雄	〃 蓮ヶ浦22-16	
〃	中島 祥裕	〃 坂口5-39	
監 事	竹嶋 光典	〃 北潟40-26	
〃	川端 邦夫	〃 北潟19-5	
〃	森川 惣暢	〃 赤尾8-2	
〃	三上 和美	〃 谷畠21-25	

丸岡町土地改良区から、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 8 項の規定により、次の者が令和 7 年 3 月 3 1 日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第 1 9 項の規定により公告する。

令和7年5月7日					令和7年5月7日				
福井県知事 杉本 達治					福井県知事 杉本 達治				
役員名	氏 名	住 所			役員名	氏 名	住 所		
理 事	下口 五十二	坂井市丸岡町上安田19-2-1			理 事	本多 徹	あわら市北潟253-43-1		
〃	末廣 秀夫	〃 〃 末政5-76			〃	荒井 正幸	〃 北潟42-9		
〃	山本 日出夫	〃 〃 一本田23-4			〃	森川 孝司	〃 赤尾8-34-1		
〃	高屋 幸一郎	〃 〃 豊原1-1			〃	六佐 勝美	〃 北潟61-1		
〃	藤田 善夫	〃 〃 坪ノ内13-14			〃	赤羽 範恭	〃 北潟41-28		
〃	井関 幹男	〃 〃 寄永2-4			〃	長田 耕治	〃 東温泉2-207PFⅢ101号室		
〃	土肥 広視	〃 〃 上金谷12-11			〃	戸田 浩	〃 北潟25-13-乙		
〃	河田 恒男	〃 〃 儀間17-9			〃	見澤 純也	〃 北潟28-4		
〃	藤澤 昭勝	〃 〃 高田1-22			〃	長谷川 昭治	〃 赤尾8-32-1		
〃	南出 繁和	〃 〃 板倉31-29			〃	長谷川 太佑	〃 赤尾8-38-2		
〃	山口 浩	〃 〃 下安田11-2			〃	小番場 保弘	〃 二面14-65		
〃	山川 幸博	〃 〃 高瀬7-14			〃	富田 茂雄	あわら市牛山13-5		
〃	中村 成男	〃 〃 羽崎14-10-2			〃	川西 康廣	〃 大溝2-9-8		
〃	柳沢 栄	〃 〃 北横地42-6			〃	濱田 憲夫	〃 波松8-46		
〃	石田 茂男	〃 〃 舟寄91-2			〃	堀川 誠一	〃 坂口5-12-1		
〃	柳原 眞木衛	〃 〃 舟寄88-20			監 事	川端 邦夫	〃 北潟19-5		
〃	西尾 正二	〃 〃 舟寄53-9			〃	森川 惣暢	〃 赤尾8-2		
〃	西川 修	〃 〃 今福14-25			〃	星田 和成	〃 北潟41-4		
〃	加納 邦浩	〃 〃 高柳11-15			〃	伊藤 啓治	坂井市坂井町東38-16		
〃	田崎 盛一	〃 〃 小黒52-2							
〃	奥村 芳雄	〃 〃 赤坂8-8			丸岡町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。				
〃	藤出 勝彦	〃 〃 長畝44-14-1			令和7年5月7日				
〃	西川 仁文	〃 〃 女形谷39-26			福井県知事 杉本 達治				
〃	喜多 喜代志	〃 〃 宇田4-20			役員名	氏 名	住 所		
〃	水崎 亮博	〃 〃 堀水11-34			理 事	高屋 幸一郎	坂井市丸岡町豊原1-1		
監 事	上田 一行	〃 〃 女形谷40-26			〃	吉田 照夫	〃 〃 長崎17-40		
〃	西 敬司	吉田郡永平寺町松岡樋爪2-17			〃	末廣 秀夫	〃 〃 末政5-76		
〃	小西 郁生	坂井市丸岡町安田新18-19			〃	村田 忠夫	〃 〃 今市11-3		
〃	岡崎 敏夫	〃 〃 一本田福所24-11-1			〃	土肥 広視	〃 〃 上金屋12-11		
〃	末永 慶一	〃 春江町姫王11-23			〃	中村 成男	〃 〃 羽崎14-10-2		
					〃	藤田 善夫	〃 〃 坪ノ内13-14		
芦原北潟土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。					〃	田口 一栄	〃 〃 筑後清水10-11		

〃 柳原 眞木衛 〃 〃 舟寄88-20

〃 小西 郁生 〃 〃 安田新18-19

〃 野田 学 〃 〃 寅国10-20

〃 田崎 盛一 〃 〃 小黒52-2

〃 奥出 正夫 〃 〃 玄女32-7

〃 長野 祐二 〃 〃 長畝65-6

監 事 中町 清三 〃 〃 板倉32-14

〃 奥村 喜孝 〃 〃 舟寄84-12

〃 末永 慶一 〃 春江町姫王11-23

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 川端 保郎 越前市新保町19-13

〃 上木 真吾 越前市高木町41-5

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和7年3月31日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月7日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称
国土地理院

2 作業の種類
基本測量（航空重力測量）

3 作業の期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

4 作業の地域
あわら市、坂井市

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和7年3月31日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月7日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称
国土地理院

2 作業の種類
基本測量（電子基準点測量）

3 作業の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 作業の地域
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、坂井市、今立郡池田町、南条郡南越前町、丹生郡越前町、大飯郡おおい町、三方上中郡若狭町

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第37号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年5月7日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
施設警備業務1級	令和7年8月6日(水)	午前9時30分から 午前11時まで
施設警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
施設警備業務1級	令和7年9月18日(木)	午後1時から 午後5時まで
施設警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎 1 階第 1 会議室 イ 実技試験 福井県越前市余田町第 2 号 1 番地 1 福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室 2 定員 各 20 人 3 受検資格 (1) 施設警備業務 2 級 福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員 (2) 施設警備業務 1 級 (1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの ア 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上である者 イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者 4 検定試験の方法および内容 学科試験および実技試験により行う。 ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。 (1) 施設警備業務 1 級 ア 学科試験 (ア) 警備業務に関する基本的な事項 (イ) 法令に関すること。 (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (エ) 施設警備業務の管理に関すること。 (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 イ 実技試験 (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (イ) 施設警備業務の管理に関すること。 (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 施設警備業務 2 級 ア 学科試験 (ア) 警備業務に関する基本的な事項 (イ) 法令に関すること。 (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する	こと。 イ 実技試験 (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 5 申請手続等 (1) 受付期間 令和 7 年 6 月 30 日（月）から同年 7 月 9 日（水）までの午前 9 時から午後 0 時までおよび午後 1 時から午後 4 時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。） (2) 受付要領 受験希望者は受付期間内に、下記 7 の問合せ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。 (3) 検定申請書等の提出先 検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署（福井市および永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出） なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。 (4) 提出書類等 ア 検定申請書 1 通 イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 2 葉 ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所を疎明する書面 1 通 エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1 通 オ 3(2)アに該当する者にあつては、施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 各 1 通 カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1 通 (5) 受検手数料 16,000 円に相当する手数料を、納入すること。 なお、納付された受検手数料は、返還しない。 6 その他 (1) 検定受検時の携行品
--	---

ア 学科試験

- ・ 筆記用具

イ 実技試験

- ・ 筆記用具
- ・ 室内用運動靴

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 0776-22-2880（内線 3192、3193）

